近江八幡市(令和4年4月1日から令和9年3月31日まで)

近江八幡市(市和4年4月1日から市和9年3月31日まで)				
対象建築物	構造		特定工程	特定工程後の工程
建築しようとする部分が、次	木造		土台、柱、はり及び筋かい(以下こ	木造の軸組を覆う床・壁・天井を
のいずれかに該当する建築物			の表において「木造の軸組」とい	設ける工事の工程(枠組壁工法に
を対象とする。			う。) を金物により接合する工事の	よる場合にあっては、枠組を覆う
(1) 新設部分の延べ面積			工程(枠組壁工法(平成 13 年国土	屋内側の壁・天井を設ける工事の
が 50 ㎡を超える一			交通省告示第 1540 号)に定める工	工程)
戸建ての専用住及び			法をいう。以下この表において同	
併用住宅			じ。) による場合にあっては、壁を	
(2) 主要構造部を木造と			設置する工事の工程)	
した建築物で地上の	鉄 骨 地	階を除	鉄骨の軸組を溶接し、またはボルト	鉄骨の軸組の相互の溶接部分ま
階数が 3 以上の建築	造く	階数が	等により接合する工事 (建て方)の	たはボルト等の接合部分を覆う
物(主要構造部の一	1 0	のもの	工程	工事の工程
部に木造以外の構造	上	記以外	2階の床版の取り付けまたは床版の	壁の外装工事、内装工事及び床版
を併用する建築物を	の	もの	鉄筋を配置する工事の工程	に配置された鉄筋をコンクリー
含む。)				トその他これに類するもので覆
(3) 新設部分の延べ面積				う工事の工程
が 50 ㎡を超える長	鉄筋コンクリート 造、鉄骨鉄筋コンク		基礎及び地中梁に鉄筋を配置する	特定工程時に配置された鉄筋を
屋住宅			工事の工程	コンクリートその他これに類す
(4) 法別表第1(い)欄1	リート造、補強コン			るもので覆う工事の工程
項から 4 項までに掲	クリートブロック		2階の床及びこれを支持するはりに	
げる用途に供する建	造、組積造、プレキ		鉄筋を配置する工事の工程	
築物で、その用途に	ャスト鉄筋コンク			
供する部分の延べ面	リート造			
積が 300 ㎡を超える	混構造		主たる構造の工程に準ずる	主たる構造の工程に準ずる
もの、又は3階以上				
の階をその用途に供				
するもの				

- 備考:1. 建築物の規模、敷地又は周辺の状況により段階的に工事を行う場合にあっては、その段階的に行う工事ごとに工程を 完了する範囲を中間検査の対象とする。
 - 2. 新設とは、新築、増築又は改築によって居室、台所及び便所のある独立して居住し得る住宅が新たに造られたものをいう。
- 適用除外: 1. 建築基準法第85条の適用を受ける建築物
 - 2. 法第 68 条の 11 第 1 項又は法第 68 条の 23 第 1 項の規定に基づき認証を受けたものが製造する当該認証に係る型式部材等による建築物
 - 3. 丸太組構法(平成14年国土交通省告示411号に定める工法をいう。)による建築物
 - 4. 移転する建築物